

令和5年9月5日
学校職員課

家屋損傷事故に係る損害賠償額の決定

1 主 旨

令和5年3月2日、成城九丁目[REDACTED]において発生した家屋損傷事故について、相手方と示談が成立する見込みとなった。示談成立に先立ち、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、次のとおり損害賠償額の決定のための議案を令和5年第3回区議会定例会に提案する。

2 事故の概要

- (1) 発生日時 令和5年3月2日(木) 午前10時30分頃
(天候 晴れ)
- (2) 発生場所 世田谷区成城九丁目 [REDACTED]
- (3) 相手方 乙(家屋所有者 [REDACTED])
丙(家屋所有者 [REDACTED])
- (4) 事故内容 学校職員(学校主事)が世田谷区立千歳小学校敷地内の樹木の剪定をしていたところ、剪定枝(太枝)が落下して、相手方家屋の東側(千歳小学校側)外壁に衝突した。
- (5) 損傷の程度 家屋の外壁に縦30cm程度の擦り傷および縦40cm横20cm程度の穴が開いた。

3 過失割合 甲 10割・乙及び丙 0割

4 損害賠償額 3,142,434円
(特別区自治体総合賠償保険より全額補てんされる)